太陽光発電設備の火災保険、地震保険の加入について

　太陽光発電設備の火災保険、地震保険については現在加入していません。

　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）において、出力１０ｋＷ以上の太陽光発電設備については、「災害等による発電事業途中での修繕や撤去及び処分に備え、火災保険や地震保険等に加入する」ことが努力義務とされていることから、今後検討を進め、保険に加入するよう努めます。

　年　　月　　日

申請者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　印